

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書NO. 2
【根拠条文】	法第27条の26第2項
【提出先】	関東財務（支）局長
【氏名又は名称】	野村證券株式会社 執行役社長 古賀 信行
【住所又は本店所在地】	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
【報告義務発生日】	平成19年11月15日
【提出日】	平成19年11月22日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2名
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	・株券等保有割合の1%以上の減少

第 1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	塩野義製薬 株式会社
証券コード	4 5 0 7
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京・大阪

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	野村証券株式会社
住所又は本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成13年5月7日
代表者氏名	古賀 信行
代表者役職	執行役社長
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	野村証券株式会社 売買管理部法人情報管理二課長 北詰 俊二
電話番号	03(3275)2928

(2)【保有目的】

証券業務に係る商品在庫、ミニ株投資業務及び株式累積投資業務の運営目的として保有している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	470, 227株		
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M 470, 227株	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R	470, 227株	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成19年11月15日現在)	T	351, 136, 165株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		0.13%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0.11%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

消費貸借契約により、222,000株借入れている。 消費貸借契約により、167,000株貸出している。
--

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	野村アセットマネジメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和34年12月1日
代表者氏名	柴田 拓美
代表者役職	執行役社長
事業内容	証券投資信託の発行・運用・募集、有価証券に関する投資一任業務、及び投資顧問業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	野村アセットマネジメント株式会社 リーガル・コンプライアンス部 和田 真人
電話番号	03(3241)9506

(2)【保有目的】

信託財産の運用として保有している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			18,007,000株
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M	N	O 18,007,000株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R	18,007,000株	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成19年11月15日現在)	T	351,136,165株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		5.13%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		5.15%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし。

3 【提出者（大量保有者）／3】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	野村信託銀行株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町二丁目2番2号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	平成5年10月1日
代表者氏名	園部 真
代表者役職	執行役社長
事業内容	信託業務

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	野村信託銀行株式会社 総合企画部 主計課 山田・戸塚
電話番号	03(5202)1685

(2) 【保有目的】

信託財産の運用として保有していた。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			0株
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H
対象有価証券カバーワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株・口)	M	N	O 0株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R	0株	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成19年11月15日現在)	T	351, 136, 165株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		0.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		1.33%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

共同保有者からはずれません。

第3【共同保有者に関する事項】

1【共同保有者／1】

(1)【共同保有者の概要】

該当事項なし。

- ①【共同保有者】
- ②【個人の場合】
- ③【法人の場合】
- ④【事務上の連絡先】

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

該当事項なし。

- ①【保有株券等の数】
- ②【株券等保有割合】

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) 野村証券株式会社
- (2) 野村アセットマネジメント株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	470,227株		18,007,000株
新株予約権証券（株）	A	—	G
新株予約権付社債券（株）	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計（株・口）	M 470,227株	N	O 18,007,000株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P-Q)	R	18,477,227株	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成19年11月15日現在)	T	351,136,165株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) ($R/(S+T) \times 100$)		5.26%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		6.59%

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者又は共同保有者名	保有株券等の数 (総数) (株・口)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	470,227株	0.13%
野村アセットマネジメント株式会社	18,007,000株	5.13%
合計	18,477,227株	5.26%